

卓 話

「相続のお話」

1・相続の形態

- (1) 単純承認 (921条)
- (2) 相続放棄 (938条) 家庭裁判所に申立が必要
- (3) 限定承認 (922条) 同 上

* 期間は3ヶ月、生前の放棄は不可

2・法定相続分 (900条)

- 第1順位 配偶者 1/2、子供(孫) 1/2
- 第2順位 配偶者 2/3、親 1/3
- 第3順位 配偶者 3/4、兄弟姉妹(甥、姪) 1/4

* 代襲相続、嫡出子と非嫡出子

3・相続財産の分配

- (1) 遺言書のない場合 遺産分割協議
 - (2) 遺言書のある場合 遺言書通りに分配
- 遺留分減殺請求権 (1028条)

4・相続人が一人もいない場合

- (1) 相続財産管理人の選任 (952条) → 国庫帰属
- (2) 特別縁故者の申立 (958条ノ3)

「被相続人と生計を同じくしていた者又は療養看護に努めた者」

5・相続権が喪失する場合

- (1) 相続人の欠陥事由 (891条)
- (2) 相続人の廃除 (892条)